

閣情 2 0 0 号
平成 2 4 年 4 月 2 7 日

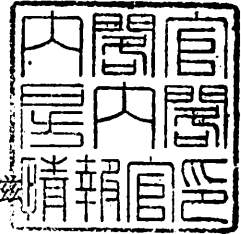
開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

理事長 新海 聡 様

内閣情報官

北村 滋



平成 2 4 年 3 月 2 6 日付け行政文書の開示請求（平成 2 4 年 3 月 2 8 日付け受付）については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 1 1 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしましたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

情報公開法関係（平成 1 8 ～ 2 3 年度）（行政文書ファイル管理簿：内閣情報調査室分）に綴られた文書

2 法第 1 1 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由

開示請求に係る文書が著しく大量であり、かつ関係省庁との協議に時間がかかり、開示請求があった日から 6 0 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことが困難であるため。

3 開示決定等する期限

（平成 2 4 年 5 月 2 8 日（金）までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。）

平成 2 4 年 9 月 2 7 日（木）

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1

電話：03-5253-2111（内線 83406）

閣情第263号
平成24年5月28日

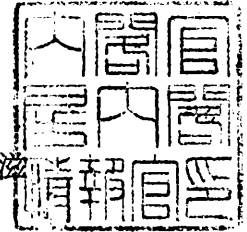
行政文書開示等決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

理事長 新海 聡 様

内閣情報官

北村



平成24年3月26日付け行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：情報公開法関係（平成18年度～23年度）（行政文書管理簿・内閣情報調査室分）に綴られた文書）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

なお、本件開示請求は法第11条を適用しており、残りの部分については、平成24年4月27日付閣情第200号にて通知した通り、平成24年9月27日までに開示決定等をする予定です。

記

1 開示する行政文書の名称
平成20年9月3日付開示請求に関する文書

2 不開示とした部分とその理由
上記文書中、

内閣情報調査室の内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれもあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の所属、氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することができるとともに、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の印影は、公にすることにより、当該法人の正当な権利利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イの該当するため不開示とした。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の情報収集衛星開発に係る職員の所属、役職及び氏名については、公にすることにより特定の個人を識別することができるとともに、他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、当該法人が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

私人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

情報収集衛星の具体的なシステム及びその運用、計画内容、施設の概要等が記載されている部分については、公にすることによって、他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、内閣情報調査室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A 4判文書 468枚 (内訳) 白黒 465枚 カラー 3枚	①閲覧	100枚までにつき 100円	500円	200円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	4680円	4380円
	③複写機によりカラーで複写したものの交付	カラー1枚につき 20円	4710円	4410円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた	4780円	4480円

	イル)	額	
--	-----	---	--

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(注) CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：平成24年6月4日から平成24年8月3日まで（行政機関の休日を除く。）

時：10:00から17:00まで（12:00～13:00を除く。）

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料：500円（ゆうパック）※CD-Rの場合、140円 ※確認中

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（内線83406）